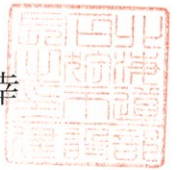


石 建 総 第 193 号
令和 8 年 8 月 27 日

石狩市都市計画審議会
会長 福田 菜々 様

石狩市長 加藤 龍幸



札幌圏都市計画の変更について（諮問）

下記案件について、石狩市決定案件については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、また、北海道決定案件については、同法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき諮問します。

記

諮問案件

- ・ 札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）
- ・ 札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更（石狩市決定）
- ・ 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（北海道決定）に係る意見について

以上